

# 第 1 章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、令和 2 年 3 月に「第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『子育てをしたいまち おおたけ ～みんなでつくろう「おおたけ子育て好循環（サイクル）～」』の基本理念の下、「すべての子どもが健やかに成長できるまち」、「すべての親が子育ての喜びを実感できるまち」、「地域と市民が共に子育てを喜び合えるまち」を目指して各種取組を推進してきました。

その結果、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組み（ネウボラ）の構築・実施や保育施設の再編・統合による多様な保育ニーズへの対応など、一定の成果があがった一方で、子どもたちが安心しておもいっきり遊べる遊び場の確保や社会的に配慮が必要な子どもに対する支援の充実、医療体制や相談・情報提供体制の充実など、依然として多くの課題も残されています。

また、共働き世帯の増加を背景とした子育て負担の増加など、近年になって新たに対応すべき課題も生じています。

こうした状況の中、わが国では、こども家庭庁の創設とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、国や県、市町村など社会全体で子どもや若者に関する取組「こども施策」を総合的に進めることを目指し、令和 5 年 4 月にこども基本法が施行されました。

本市では、このような背景を踏まえ、国や県の方針と歩調を合わせ、子育てに関する取組をさらに力強く推進するため、この度、「第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、保護者、地域社会、事業者、行政が連携して本計画を着実に推進し、本計画の基本理念『子ども・保護者・地域 みんなの笑顔と元気がかがやくまち おおたけ～みんなでつくろう「おおたけ子育て好循環（サイクル）」～』の実現に向けて、各種環境整備を推進してまいります。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画と一体的に策定します。

また、国の示す「基本指針」や県の「ひろしま子どもの未来応援プラン」、本市の上位・関連計画と整合のとれた内容として策定します。

### 【国の指針】

- ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針
- ・次世代育成支援推進法に基づく行動計画策定指針

### 【県の計画】

- ・ひろしま子どもの未来応援プラン

### 【大竹市の計画】

#### ○上位計画

- ・大竹市まちづくり基本構想等
- ・大竹市地域福祉計画

#### ○関連計画

- ・大竹市介護保険事業計画
- ・大竹市高齢者福祉計画
- ・大竹市障害者基本計画
- ・大竹市障害福祉計画
- ・大竹市障害児福祉計画
- ・大竹市健康増進計画
- ・大竹市食育推進計画



## 第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画

### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中であっても、今後の国や市を取り巻く社会状況の変化に対応するため、必要に応じて、子ども・子育て会議などでの審議を経て計画の見直しを行うこととします。

#### 《計画の期間》

| 令和 2<br>年度              | 令和 3<br>年度 | 令和 4<br>年度 | 令和 5<br>年度 | 令和 6<br>年度 | 令和 7<br>年度              | 令和 8<br>年度 | 令和 9<br>年度 | 令和 10<br>年度 | 令和 11<br>年度 |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|-------------------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 第二期大竹市<br>子ども・子育て支援事業計画 |            |            |            |            |                         |            |            |             |             |
|                         |            |            |            |            | 第三期大竹市<br>子ども・子育て支援事業計画 |            |            |             |             |

### 4. 計画の対象

本計画の「子ども」とは、乳幼児から 18 歳未満または高等学校卒業までの児童・生徒とし、市内のすべての子どもと子育て世帯を対象とします。

### 5. 市民意見の計画への反映

本計画の策定に際しては、市民の意見を計画に反映するとともに、計画策定過程に関する情報公開を行うため、次のことを実施しました。

#### 《市民意見の反映に向けた実施内容》

| 実施内容           | 概要                                                                                                                                                                       |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「子ども・子育て会議」の開催 | <p>子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表、学識経験者などで構成された会議であり、関係者が計画策定プロセスに直接かわり、子ども・子育て支援に関する施策等に関する意見を計画に反映させるための仕組みです。</p> <p>本計画の策定にあたり、子ども・子育て会議を計 6 回開催し、計画策定に関する協議・検討を行いました。</p> |
| ニーズ調査の実施       | <p>本計画の策定にあたり、生活の実態や子育ての状況、子育て支援サービスに対するニーズ等を詳細に把握するため、「就学前児童」と「小学生児童」のいずれか（または両方）を扶養している世帯を対象として「ニーズ調査」を実施しました。</p>                                                     |
| パブリックコメントの実施   | <p>計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（市民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。</p>                                                                                 |